平成２２年（フ）第４０４号
徳島県小松島市中郷町字県前92番地の２
破産者　木村　美枝
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
北九州市門司区高砂町19番35号
破産者　西村　英俊
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６２号
北九州市八幡西区上の原４丁目17番10号
破産者　岩本初枝こと　朴　　初枝
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０３８号
熊本市八景水谷１丁目３番43号、住民票上の住所熊本市八景水谷１丁目３番13号
破産者　岡田　達也
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3691番地の38
破産者　末吉　洋信
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３４号
埼玉県春日部市大枝89番地武里団地１街区13棟408号
破産者　櫻井　　貢
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
新潟県燕市吉田中町４番６号
破産者　大関　貴行
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
新潟市東区紫竹２丁目１番66号
破産者　櫻井　昌志
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６８号
新潟県見附市下関町乙1170番地
破産者　藤谷　　妙
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字宮東11番地
破産者　葛谷　　稔
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５７号
愛知県稲沢市幸町43番地１
破産者　宮林　範行
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０号
広島県安芸高田市吉田町吉田901番地２
破産者　梶田電工こと　梶田　壽昭
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３７０号
長崎県長崎市岡町９番８号　深堀マンション205
破産者　窄口　　豪
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
長崎県南島原市深江町戊3912―150　羽野方、住民票上の住所長崎県南島原市有家町久保21番地１
破産者　林田又八郎
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第１０４４号
さいたま市北区日進町２丁目762番地２　日進ハウス103、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸408番地７
破産者　内海　睦子
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８６号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番25―302号
破産者　稲毛惠美子
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４５号
埼玉県加須市久下５丁目269番地６
破産者　田中　　寛
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６２号
埼玉県上尾市今泉１丁目14番地６　第二富永ハイツ101
破産者　高橋　　努
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６３号
埼玉県上尾市今泉１丁目14番地６　第二富永ハイツ101
破産者　高橋　　泉
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係